

# 神奈川県弁護士会新聞

発行所  
神奈川県弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎ 045-211-7707  
URL <https://www.kanaben.or.jp/>



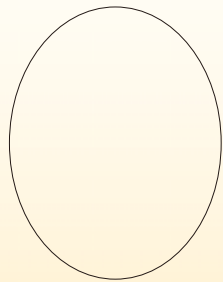
コロナに負けずスズメ(進め)

撮影者 会員 海野 宏行

第8回 人権シンポinかながわ  
日時 2021年2月6日(土) 午前9時45分  
場所 関内ホール小ホール

## 新年のご挨拶

会長 剣持 京助



新年あけましておめでとうございます。  
昨年は、人類と感染症との長い歴史において、スペイン風邪以来1世紀ぶりとなる禍のサイクルにあたってしまい、4月1日の新理事者就任披露懇親会を含めた行事の多くが中止となり、緊急事態宣言を受けて、2か月近くの会館閉鎖も余儀なくされ、異例づくめの年となりました。

かような状況下で、災害対策本部を就任早々に立ち上げ、コロナ禍で苦しむ人のための相談窓口を設置し、綱紀・懲戒等の止めることのできない会務を継続させ、各種委員会や研修会の開催については、Zoom等を活用したオンライン化を推進し、社会的インフラとして司法に求められている役割を果たすべく、地家裁への申し入れ等を重ねました。

さらに、重要な意思決定機関である通常総会や常議員会は、TV会議を利用した支部会館との中継方式にて感染リスク軽減に工夫した上で開催したほか、最大の対外的行事であった9月の関東弁護士会連合会の定期弁護士大会は、会場参加者数を限定し、オンライン配信を併用したハイブリッド方式にて、無事に開催することができました。外部からも注目され、今後の運営改善にもつながる第一歩となったものと自負しております。

会の活動が一定の制限を受ける中でも、日本学術会議会員の任命拒否問題等、多岐にわたる会長声明、談話、意見書等を発したほか、今後を見据えて、会館問題、災害対策、地域司法、理事者報酬問題、弁護士自治の強化などの重要な諸課題について、積極的に取り組んでおります。

年2回以上の開催が多い臨時総会については、コロナ禍の中、これから1回だけの開催となりそうですが、いくつかの重要議案をお諮りする予定であります。

就任後これまで多くの皆様から温かい励ましのお言葉をいただきましたことに感謝申し上げます。われわれ執行部一同、運命の年だと覚悟を決めて、就任いたしましたので、任期終了まで、誠心誠意、会務に取り組む所存であり、中期的に会務の合理化を図るという観点からは、次期執行部との連携を重視し、本年度限りのものとしてリセットされることのないよう、しっかりと引き継いで参りますので、最後まで、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

コロナ禍の中、各位も大変な状況に置かれているものと推察いたしますが、世界的なパンデミックが早期に収束し、本年が素晴らしい年となりますよう祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



神奈川県のアウトラインと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

## 山ゆり

正月の風物詩、「箱根駅伝」。今年は特にルーキーが凄いいという▼趣味は何、と聞かれれば、「マラソン」と答える私だが、もちろんマラソン観戦の意味である。本気で走ったのは、高校のマラソン大会が最後だったから、25年はマラソンしていない▼そんな中、箱根駅伝の動画を観て、つい先日、ちよいと1.5キロほど走ってみようと思いい立ち、河川敷を走ってみた▼ランキーパーをセットし、大手町のスタート地点を意識して往路を勢いよくスタートとするも、300メートルあたりの権太坂のような坂で失速し、500メートルでペーシングダウンしてジョギングに代わり、復路に差しかかると、次第に散歩になり、ゴール手前で足がつって休憩が必要なほどの過酷な一人マラソンであった。次はもう少し距離を短く、疲れないランニングシューズを購入、いや、その前にもう少し練習したほうが、やはりマラソンは観るものと思考を巡らせる程のチャレンジャーとなった▼さて、本題の箱根駅伝。その勝負の行方は。名将、青学の原監督の作戦名も楽しみ。ちなみに、全日本大学駅伝の作戦名は、「コロナに負けるな大作戦」。さあ、今年もあげていこうか。(安達 慎司)





## 情報セキュリティを考えるを

### はじめましょう

#### その 26 電話のクラウド化

事務所のテレワーク化を進めるにあたり、電話対応などの物理的な制約から、事務員の在宅勤務体制に頭を悩ませている方も多いのではないだろうか。

電話対応の有効なソリューションとして、電話をクラウド化する方法があります。従来事務所内に設置していた電話交換機(オンプレミスPBX)の機能をインターネット上のサービス(クラウドPBX)に置き換え、各デスクに設置していた電話機の代わりに各自のスマートフォンやIP電話機を利用するのです。

クラウドPBXと各クライアント間の通信はイ

ンターネットを利用するのが一般的です。各職員はインターネットが繋がる場所であればどこにいても構いません。

例えば、事務所に掛かっていた電話を在宅勤務中の弁護士が直接受電したり、在宅勤務中の事務員が受電した電話を必要に応じて外出中の弁護士に内線転送したりすることで、柔軟な勤務が可能となります。

一方、導入にあたり留意しなければならない点もあります。

まず、機能・性能面では、通話録音や自動音声応答機能、グループ着信機能、今まで利用していたOABJ番号(045

局番等)の移行可否、音声品質など、慎重な検討と十分な試用を行うべきです。

また、セキュリティ面では、スマートフォン本体へのパスワード設定や紛失時の遠隔データ消去(初期化)設定などのスマートフォンに対する一般的な標準的なセキュリティ設定を施すほか、使用頻度やロケーションに応じて専用のIP電話機を設置し、両者を併用するのも有効です。

コロナ禍が再び勢いを取り戻しつつある今だからこそ、電話のクラウド化に取り組み、緊急時にいつでも在宅勤務に移行できるように環境整備を

- ・弁護士のスマホが事務所の子機になる
- ・利用時にはスマホのセキュリティが大事

進めるのもよいのではないだろうか。

【会員 安藤 一章】

法テラスの被援助者が、生活保護を受給している場合に限らず、生活保護を受給してはいないが、生活保護に準じる程度に生計が困難である場合にも、立替金の償還猶予・免除ができます。生活保護に準じる人たちのための制度であることから、「準生保」の償還猶予・免除制度といえます。

## もっと利用しよう 準生保の償還猶予・免除

—法テラスの立替金は、生活保護受給者でなくても、猶予・免除ができる—

で、同制度の活発な活用が望まれます。

会員の皆様には、ぜひ本制度を理解していただき、ご利用の機会があればご検討いただけるよう

(収入・資産・相当要件)を満たせば、民事法律扶助制度の立替金の償還(返済)を猶予され、更に、事件終結時に、一定の要件(収入・資産・資力回

つて資力を回復する見込みに乏しい場合」という資力回復困難要件があり、「猶予」よりも厳しくなっています。

現金、預貯金等の合計額が66万円以下であること、②自宅の他に不動産がないこと、③車は世帯で1台のみであることなどです。

日本司法支援センター対策委員会

委員長 大谷 豊

ています。そのような人々には、法テラスの償還金は相当の負担になり、このような人々への法的サービスが行き届かない状況になります。

「準生保」の免除制度は、事件進行中または事件終結時に、一定の要件

「免除」は、「将来にわた

の①

申請書等の必要書類を準備した上で、上記要件が満たされると判断されれば、償還猶予・免除が認められます。必要書類を準備するのは手間がかかりますが、特に、自己破産事件については、免責許可決定確定から1か月以内に償還免除の申請をする場合、既に作成されている破産事件の記録を資料として利用することができ、その分、必要書類の準備が簡易となっているので、まずは自己破産事件の場合に、同制度のご利用をご検討いただければと思います。

書式や詳細については、法テラスのホームページ及び法テラス地方事務所にご確認ください。

## 新型コロナウイルスによる指導担当弁護士不足について

# 司法修習委員会からのお願い

昨年2020年の司法試験の日程が、新型コロナウイルスの蔓延により大幅に遅れたこととはご存じでしょうか。

試験の合格発表は2021年1月にずれ込み、合格した74期司法修習生が各地方にて分野別実務修習を開始する日は通常よりも約4か月遅れた4月30日に、最後の選択型実務修習の開始日も2022年2月2日となりました。

他方で、次の75期の司法修習は通常の日程に戻ることが予想されますので、結果として、集合修習から戻って来た74期の選択型実務修習の時期と75期の分野別実務修習の時期が丸々重なってしまうという事態が生じる見込みとなっているのです。

そうすると、どのようなことが起きるでしょうか。

同時期に2名の修習生を受け入れることができる事務所はそれほど多くないでしょうから、より多くの会員に指導担当弁護士に就任していただくようお願いしなければなら

状況が予想されるのです。

そこで、会員の皆様には、指導担当弁護士に就任していただくよう要請がありましたら、是非お引き受け下さるようお願いいたします。

指導担当弁護士として法曹の養成に関わることの充実感、他では味わえない感覚です。個性の異なる修習生との交流は楽しいものですし、修習生の起案を添削する中で新たな法的観念に気が付くこともあり、弁護士業務的にも助かる場面は少なくありません。

なお、複数の弁護士が在籍する法律事務所であれば、1人が74期を、別の弁護士が75期の修習生を担当することも可能です。事務所内に机が不足している心配ありません。修習生をより専門性を有する弁護士に「里子」に出せばよいのです。

里子を経験した修習生からは多様な弁護士業務を体験できて良かったとの声も聞かれています。

繰り返しになりますが、指導担当弁護士は誰でもなれるわけではありません。指導担当弁護士の就任要請がありましたら「またとない機会が訪れた!」と快くお引き受けいただきようお願いいたします。

【会員 千歳 博信】



男と共同参画と私

第5回

子育てと会務両立中！

ある男女共同参画本部会議後の会話

齊藤 どう？委員会は復帰前に、復帰後の仕事と家庭の両立方法を調べたい。

日向 ええ。男女共同参画推進本部って、硬くて難しい話をするのかと思っただけ、意外と自分の働き方に関わることを扱うのね。

齊藤 弁護士の働き方で、性別や年代、所属事務所などにより様々でしょう。私は、出産後仕事

復帰前に、復帰後の仕事と家庭の両立方法を調べたい。

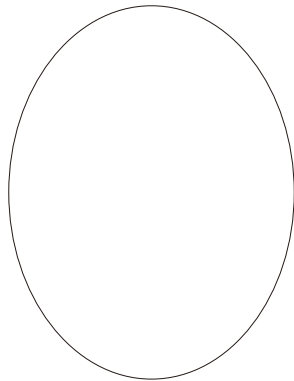
他の会員と情報共有できたらと思いついたの。

日向 私、去年「女性会員の意見を聞く会」に参加して、産後の働き方

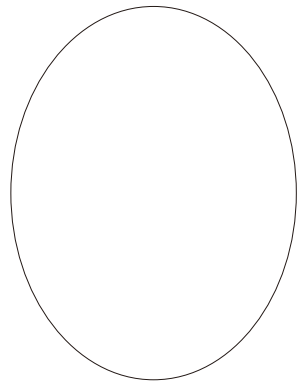
などを聞いて参考になったわ。

齊藤 「女性会員の意見を聞く会」は、理事者に

齊藤 道子会員



日向 誓子会員



らも見られるのよ。

齊藤 現在進行中の企画は、子育て中の会員の情報交換の場の設定ね。

日向 子育て中は、目の前の仕事と家事・育児をどうこなしたらいいか常に悩むけど、相談する時間や機会がないのよね。

齊藤 そうね。本部委員には、男女問わず、ベテランから若手まで様々な委員が所属しているでしょう。会務、仕事やプライベートについて相談したり、アドバイスをもらえたりする場が会内にあったら心強いわね。

日向 子育て中はなかなか会務まで手が回らないけど、実現させて一人でも多くの会員に関わることができるようになりたいな。

齊藤 平等部会と支援部会の2つの部会があつて、平等部会は、ハラスメント防止策や女性社外

自分の意見を直接話せる良い機会よね。他にも、本部では、常議員会の開催時刻繰り上げの提言を行って、今年度は原則14時開始となったのよ。

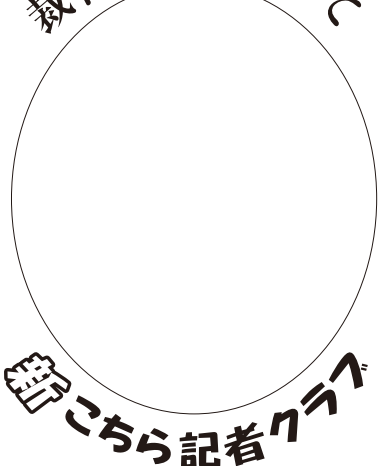
日向 他にどんな活動をしているの？

齊藤 平等部会と支援部会の2つの部会があつて、平等部会は、ハラスメント防止策や女性社外

今では疑わしい症状がある場合、出勤しないことは大前提ではあるが、それは法廷で

じ法廷にいた記者は地裁への出入りが禁止された。結果的には濃厚接触者はいなかった

コロナ禍での裁判取材について



誰も経験したことがないコロナ禍で、2020年はあつたという間に1年が経過した。横浜地裁の傍聴席は最低2席を空けて座ることが続き、現在もまだ1席空けて座ることが多い。しかし、傍聴席に居る間、会話をすることはほとんどないはずなのに、コロナ対応をする必要があるのだろうか？疑問に思った。また、マスク着用で被告人の声が聞きづらいと感じることも多くある。全ての被告人に対してフェイスシールドなどを準備するのが難しいのであれば、裁判員裁判や記者が傍聴する公判から検討してもらいたい。

も同じこと。しかし、東京地裁ではある記者が3日間傍聴した後、陽性が判明し、濃厚接触者が特定されるまで、同

が、その日は注目裁判の初公判があり、被害者参加制度を利用した遺族の会見も予定されていた。私は応援で裁判と

遺族会見の取材をしたが、遺族も事前に説明を受けていたとはいえず、知らない記者が多かったことで不安を感じられたのではないかと気の毒に思った。

話を横浜地裁に戻すが、日産元会長のゴーン被告がレバノンに逃亡してからまもなく1年。日産がゴーン被告を相手に100億円の損害賠償を求めた訴訟の第1回弁論が今月始まったが、長引くことは必須だ。

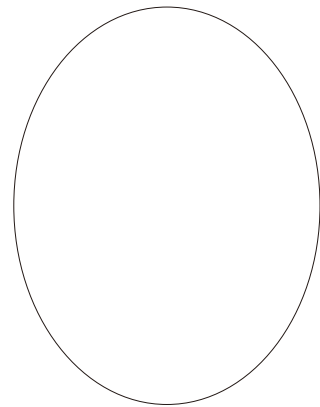
まもなく異動になりそうだが、今後も注視していきたい。

(フジテレビ横浜支局)

川田 梨江子

常議員会

百聞は一見に如かず



会員 宇野 知子 (65期)

弁護士登録から8年目ではじめて常議員に選任された。常議員会に対するイメージはこれまで漠然としていたが、緊急事態宣言に伴い裁判期日が取り消され、弁護士会館も閉館される中で、うす暗い弁護士会館に足を踏み入れたときに、常議員会の重要性を肌で感じた。第1回目の会議では、

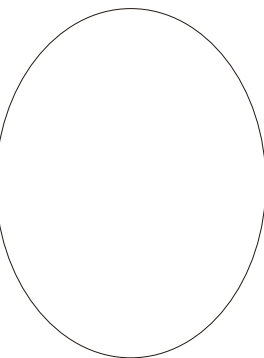
17時頃には会議も終了している。想像していたほどの負担感はなく、勉強になる議題も多いものの、常議員を経験したことがない会員に、この雰囲気を与えたり、関心を持ってもらえるような文章を書くのはなかなか難しい。ぜひ一度経験してみたい」と呼びかけることは簡単だが、弁護士会の要であると感じたからこそ、個人的には、もっと早い時期に、例えば新規登録の頃に、常議員会の様子を直接見る機会があれば良かったと思った次第である。

理事者室

だより

委員会と国選と私

副会長 佐藤 光輝



会員の皆様に理事者についての一般的なことをしているのか、お知らせするのが本稿の目的であるので、今回は委員会との関係について触れてみたい。

当会には各種委員会やPT・WT等の各種組織があり、副会長に就任するまで存在さえ知らなかった委員会もある(ごめんなさい)。それら各委員会等に担当副会長が決まられており、5名の副会長でそれぞれ20以上の委員会等を担当している。

もちろん、副会長が委員会の業務のすべてに精通しているわけではない。担当副会長として委員会に参加して、その委員会における議論の重要性に気づかされることも多々ある。各委員会の活動に敬意を表したい。

さて、担当副会長として私が関わった、yifofos314で会員に周知された「国選弁護についての注意事項」に触れておきたい。

これについては会員の皆様もご存知の通り、国選弁護から私選弁護への切替は原則認められないことを内容とするものである。

同内容の決議は以前から存在していたが担当委員会における1年以上の議論を経て、今回の決議は表現を整理して分かりやすいものとなった。

担当副会長としては、議論の身を理解し、整理し、常議員会に付議するための準備をしなければならないのであり、担

当委員会の皆様に的確な協力を得て常議員会において承認されたものである。この決議については会員の皆様もぜひ確認していただきたい。

今後も、理事者会と重なったり、他の委員会と重なったり、あるいは個人的な用事と重なったりですべての委員会に参加できるわけではないが、できる限り担当の委員会には参加したいと考えている。



# 裁判官の立場から見た弁護士活動

## ～非常勤裁判官座談会

## 民事調停編

民事調停官は、5年以上の経験をもつ弁護士から最高裁判所が任命する、いわゆる非常勤裁判官の一つであり、裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰する者である（民事調停法23条の2）。創設の経緯や仕事の内容などについては、日弁連が発行している「弁護士任官Q&A（非常勤）」に詳しいので、興味のある方は参照して欲しい。

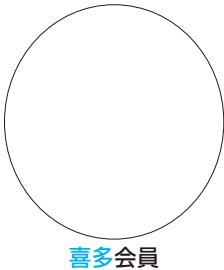
今回は、飯島奈津子会員（横浜簡裁、任期平成22年～26年）、喜多英博会員（同簡裁、同26年～30年）、大川宏之会員（川崎簡裁、同24年～28年）の3名の民事調停官経験者に話を伺った（座長岩田武司編集委員会委員長）。

### 裁判所の立場からみた

### 弁護士活動

**岩田** 早速ですが、民事調停官の立場からみて、これはいいなと思った弁護士の活動はありましたか。

**飯島** 不動産や事故現場などの写真を出してもらえると、イメージがつかみやすくてよかったです。また、調停条項案をちゃ

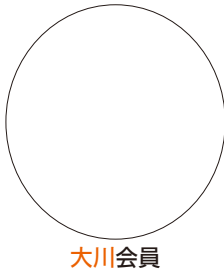


喜多会員

んと期日前に作ってファックスしてくるものが大切です。特に非定型案項の場合は、当日作るのは時間がかかり、調停成立できる場合でも続行になつてしまいます。

**喜多** 相手方当事者に対してでも礼儀正しい態度をとれる方は好印象です。相手が納得してくれて初めて調停成立なのに、けんか腰で入ってこられるとまどめたくないのかなと思ってしまいます。

**大川** 論理明快な書面を書いていただけると助かりました。認否を丁寧にすることも大切です。ある裁判官が、認否が雑だと「何か隠したり、ごまかしたりしているのでは？」という疑いを抱くと話していました。



大川会員

**喜多** 「無理筋だけど、話し合いの場に持ち込もうね」と依頼者にあらか

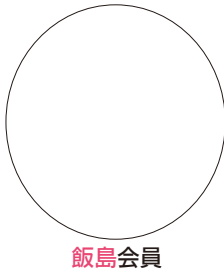
### 裁判所での評判

**岩田** 噂という話が出ましたが、裁判所で評判の良い弁護士、評判の悪い弁護士とはどのような人でしょうか。

**飯島** 期日間の宿題をちゃんとやって、裁判所がお願いした締め切りまでお話ししていました。にそのことを連絡してく

る先生は評判がいいです。また、言い分を尽くしつつも、落としどころを見据えているというサインを出して、調停委員会と一緒に解決しようという意識を持っている先生もいますね。

**喜多** 印象が良いのは、



飯島会員

調停条項案を作った事前

**喜多** 気になるのは言葉づかいですね。失礼な言い方をする人がいます。

**岩田** 相手が同席していない場合でも気になりますか。

### 民事調停官としての経験

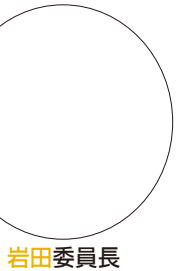
**岩田** 民事調停官としての経験は、弁護士としての役に立ちましたか？

**飯島** 立場が違うとどう見えるだろうかということとを、よく考えるようになり

**大川** 裁判所に平伏する必要など全くありませんが、人としての礼儀を欠くと感じられる言動は慎んだほうがよいと思いま

す。裁判所側からいったん悪いレッテルを貼られてしまつと、悪い噂は裁判所中に広まるような気がします。

る先生は評判がいいです。また、言い分を尽くしつつも、落としどころを見据えているというサインを出して、調停委員会と一緒に解決しようという意識を持っている先生もいますね。



岩田委員長

### 編集後記

神奈川県弁護士会 勝俣 豪  
いつもと違い会話の少ない正月を過ごした方も多かったと思います。今号は会話体の記事が2つです。話せばわかることもありますが、どうしてもならないことも多々あります。



### 民事調停官のススメ

**岩田** 若い先生方に民事調停官になることを勧めたいですか？

**飯島** ぜひ勧めたいです。いろいろな先生のお仕事ぶりに接することもできますし、いろいろな事件類型に接することが

**喜多** どちらか一方が「善」や「悪」ではないところが調停の醍醐味です。双方の言い分や気持ちに丁寧に耳を傾けた上で、争いの源となつて

### 最後に

**岩田** 民事調停について、弁護士にとって役立つ情報などありましたら、ご自由にお願います。

**飯島** 交通事故の成立率が高く、有能な調停委員に依頼してもらつて意義を実感しました。調停委員に保険会社のOBやアジャスターの人がいます。

**喜多** 民事調停を利用するに際しては、案件が調

慮して、お互いにとって利のある解決策を導き出すというスキルを磨くことは、単なる法律の知識を超えた紛争解決能力を習得することに繋がると

**大川** 誰でも良いというわけではなく、裁判所という組織に馴染めそうにない人やいい加減な人には、勧めたくないですね。調停制度を担うにふさわしい人になつてほしいです。

停向きかどうかということも重要ですが、依頼者が調停向きかどうかということも考える必要があります。調停案について、細かい根拠を求める人には向かないです。

**岩田** 今日は大変参考になりました。人柄と礼儀、べ切厳守、事前に条項案ですね。ありがとうございました。